

福山市民病院医療用ガス（単価契約）仕様書

この仕様書は、福山市民病院（以下「発注者」という。）が質の高い安全な医療を提供するために必要な医療ガスを安全かつ安定的に調達するための単価を決定し契約するにあたって、納入の概要を示すものである。

現場の状況に応じ、発注者が安全管理上または業務運営上必要と認めることがある場合、受注者は簡易なものであれば、仕様書に記載のない事項であっても契約金額の範囲内で実施するよう努める事を旨とする。

1 品名

医療用ガス

2 品質及び予定数量

次の表①の通りとする。

表 ①

品名	規格	単位	予定数量
日本薬局方酸素	150ℓ（容器含む）	本	1
日本薬局方酸素	300ℓ	本	2
日本薬局方酸素	500ℓ（容器含む）	本	3,297
日本薬局方酸素	1,400ℓ、1,500ℓ（容器含む）	本	6
日本薬局方酸素	7,000ℓ（容器含む）	本	1
医療用液体酸素	1kg（ローリー）	kg	139,740
窒素	7,000ℓ（容器含む）	本	84
液体窒素	5ℓ	本	53
マルワ亜酸化窒素	7.5kg（容器含む）	本	2
マルワ亜酸化窒素	30kg（容器含む）	本	1
高純度ヘリウム	HE-5 100ℓ（容器含む）	本	5
高純度アルゴン	99.999% 500ℓ（容器含む）	本	3
高純度アルゴン	99.999% 750ℓ（容器含む）	本	1
高純度アルゴン	99.999% 1,000ℓ（容器含む）	本	3
日本薬局方炭酸ガス	2.2kg（容器含む）	本	364
日本薬局方炭酸ガス	26.8kg	本	44
炭酸ガス（工業用）	15kg	本	5
三種混合標準ガス	3.4ℓ	本	1
四種混合標準ガス	1,000ℓ	本	3
空気	500ℓ	本	8

数量は発注実績等から算出したものであり、その数量の発注を保証するものではない。

特に、三種混合標準ガス及び四種混合標準ガスの詳細は次の表②、表③のとおりとする。

表② 三種混合標準ガス

成分ガス名	濃度
O2	15.00%
CO2	5.00%
N2	バランス

各濃度は小数点第2位までの表示を必須とする。

表③四種混合標準ガス

成分ガス名	濃度
O2	20.0%
CO	0.300%
He	10.00%
N2	バランス

各濃度について、O2は小数点第1位、CO2は小数点第3位、Heは小数点第2位までの表示を必須とする。

ガスは検定済のものとし、納品時に品質に適合することを証明する書類を提出すること。

3 提出書類

- ・ 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス販売事業届出書
- ・ 医薬品医療機器法の規定に基づく医薬品販売許可の写し
受注者の資格情報に変更があった場合は速やかに発注者に通知すること。

4 契約方法

単価契約（契約単価には容器（ボンベ）レンタル料、運送料及び充填交換作業費等一切の費用を物品単価に反映させること。）

5 契約期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで。

6 納入場所

福山市蔵王町五丁目23番1号 福山市民病院

※ 納入場所の詳細、受入口等は発注者担当に問い合わせること。

7 納入

- (1) 納入に際しては、事前に納入数量、日時、納入場所の詳細を発注者が連絡するのを原則とするが別途発注者が指定する15箇所については週3回以上巡回確認のうえ、直ちに補充を行うこと。また、巡回以外の納品時においても在庫数量が不足している箇所が確認された場合も、直ちに補充を行うこと。
- (2) 納入時には発注者の求めに応じ製品の品質が適合していることを証明する書類を提出すること。

- (3) 搬入作業は法令を順守し、作業中は必ず発注者職員若しくは発注者指定の者の立会いのうえ納入の都度、品名・納入数量を記載した納品書を提示し確認を受けること。納品書は月毎の支払請求までに発注者の指定する職員に渡すこと。
- (4) 発注者指定の納入場所までの搬入、積み下ろし等の費用は全て受注者の負担とする
- (5) 納入に使用する容器は、原則受注者が無償貸与することとする。それらの容器は高圧ガス保安法に基づく耐圧検査に合格したものとする
- (6) 発注者より発注を受けたのち、速やかに指定された日時及び場所に納入すること。
- (7) 医療用液体酸素のタンクへの補充は、発注者職員若しくは発注者指定の者立ち会いのもと保安に留意して行い、補充量の確認を受けること。
- (8) 物品運送中に破損、汚染などさせた場合、これらに要する費用は受注者の負担とする。
- (9) 平常時、緊急時（災害時）を問わず、年間通じて24時間体制での対応がとれており、かつ 緊急時においては直ちに納品場所に到着できること。（連絡から1時間以内を目途とする）
- (10) 年末年始など長期の休業等により、通常と異なる対応が必要な場合は、発注者の医療提供に支障がない範囲で発注者、受注者双方の協議により定める。
- (11) 受注者は、発注者の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。

8 支払い

受注者は、毎月末発注者の検査に合格したガスについてとりまとめ、所定の手続きに従い、翌月7日までに納入時確認を受けた納品書を提出した上で代金の支払を請求するものとする。発注者は、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

9 その他

契約書、仕様書により難しい事柄についてはその都度、発注者と受注者双方の協議によりあたるものとする。